

組 合 公 報

平 成 2 5 年 2 月 2 7 日
富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3
富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

目 次

公告第11号	平成24年度第1次変更事業計画及び予算について	2
公告第12号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	3
公告第13号	富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について ...	17
公告第14号	平成25年度事業計画及び予算について	21

○公告第11号

平成24年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成24年度第1次変更事業計画及び予算については、平成25年2月26日開催の第143回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成25年2月27日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○公告第12号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成24年2月26日開催の第143回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成25年2月27日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第35条第1項第7号を削る。

第36条第1項中「25,000円」の次に「（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）」を加え、同条第2項中「地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）」を「施行令」に改め、「50,000円」の次に「（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）」を加え、同項ただし書中「21,000円」を「25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）」に、「25,000円未満」を「25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額」に改める。

第36条の2第1項中「25,000円」の次に「（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）」を加える。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第43条第1項の表(1)中「1,000分の2.25」を「1,000分の1.9」に改め、同項の表(2)中「1,000分の1.8」を「1,000分の1.52」に改める。

第45条中「平成24年度」を「平成25年度」に、「1,870円」を「1,940円」に改める。

附則第2項の表中「1,000分の1.8」を「1,000分の1.52」に改める。

附則第7項中「25,000円」の次に「（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）」を加える。

附則第8項中「50,000円」の次に「（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）」を加え、同項ただし書中「21,000円」を「25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）」に、「25,000円未満」を「25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額」に改める。

別表中「、砺波地域消防組合」の次に「、富山県東部消防組合、新川地域消防組合」を加える。

附 則

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項及び附則第 7 項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	41,000 円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 2 項本文及び附則第 8 項本文の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000 円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第 36 条第 2 項ただし書及び附則第 8 項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	66,000 円	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	82,000 円	41,000 円

- 5 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第 43 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第34条 (略) (附加給付) 第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) <u>(7) 災害見舞金附加金</u> 2 (略) (家族療養費附加金) 第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき、家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養費」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が1件につき25,000円 を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	第1条 ～ 第34条 (略) (附加給付) 第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) <u>(削る)</u> 2 (略) (家族療養費附加金) 第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき、家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養費」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が1件につき25,000円（<u>地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円</u>）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	災害見舞金附加金の廃止 家族療養費附加金に係る基礎控除額に上位所得者区分*を追加 ※ 上位所得者とは、給料月額424,000円（特別職は530,000円）以上の組合員

変 更 前	変 更 後	備 考
2 前項の規定にかかわらず、<u>地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円</u> <u>を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち21,000円</u> <u>以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が25,000円</u> <u>未満の場合にあっては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円</u> <u>を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</u> 3 ～ 5 （略） （家族訪問看護療養費附加金） 第36条の2 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除	2 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）</u> <u>を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）</u> <u>以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）</u> <u>未満の場合にあっては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）</u> <u>を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</u> 3 ～ 5 （略） （家族訪問看護療養費附加金） 第36条の2 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除	① 合算高額療養費附加金の基礎控除額に上位所得者区分*を追加 ※ 上位所得者とは、給料月額424,000円（特別職は530,000円）以上の組合員 ② 合算高額療養費附加金における特例計算の基準額の変更

変 更 前	変 更 後	備 考
して得た額（法第 62 条の 2 の規定により高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円 _____を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しない。 2 （略） 第 37 条 ～ 第 39 条 （略） （災害見舞金附加金） 第 40 条 災害見舞金附加金は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときに支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 法第 73 条に規定に基づき災害見舞金が支給されるとき。 災害見舞金の額の 10 分の 6 に相当する額 (2) 法第 72 条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受け、法別表第一に掲げる損害の程度に満たない場合において、当該住居若しくは家財の 5 分の 1 以上が焼失し、若しくは滅失したとき又はこれらと同程度の損害を受けたとき。給料の 1 月分に相当する金額に法第 73 条に規定する政令で定める数値を乗じて得た額の 100 分の 50 に相当する額。 第 41 条 ～ 第 42 条 （略）	して得た額（法第 62 条の 2 の規定により高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（<u>上位所得者の被扶養者に係るもの</u>にあっては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しない。 2 （略） 第 37 条 ～ 第 39 条 （略） 第 40 条 削 除 第 41 条 ～ 第 42 条 （略）	家族訪問看護療養費附加金の基礎控除額に上位所得者区分※を追加 ※ 上位所得者とは、給料月額 424,000 円（特別職は 530,000 円）以上の組合員 災害見舞金附加金の廃止

変 更 前							変 更 後							備 考
(掛金及び負担金の額)							(掛金及び負担金の額)							長期組合員（一般職）等の 育児・介護休業手当金に係 る掛金・負担金率の引下げ 【3月末に総務省告示がな される予定】
第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。							第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。							
(1) 給料の額に乘じる数値							(1) 給料の額に乘じる数値							
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分					
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	
特定消防組合員	45.6	6.1	2.125	45.6	6.1	2.125	特定消防組合員	45.6	6.1	2.125	45.6	6.1	2.125	
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			
市町村長長期組合員	の	－	－	の	－	－	市町村長長期組合員	の	－	－	の	－	－	
特定消防長期組合員	2.25			2.25			特定消防長期組合員	1.9			1.9			
(2) 期末手当等の額に乘じる数値							(2) 期末手当等の額に乘じる数値							
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分					
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	
特定消防組合員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	特定消防組合員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			
市町村長長期組合員	の	－	－	の	－	－	市町村長長期組合員	の	－	－	の	－	－	
特定消防長期組合員	1.8			1.8			特定消防長期組合員	1.52			1.52			
2 (略)							2 (略)							
第 43 条の 2 ～ 第 44 条 (略)							第 43 条の 2 ～ 第 44 条 (略)							

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																		
(資金の繰入れ) 第 45 条 平成 24 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,870 円</u>とする。 第 46 条～第 50 条 (略) 附 則 1 (略) 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th rowspan="3">福祉事業</th><th colspan="2">給料又は期末手当等と負担金との割合</th><th rowspan="3">福祉事業</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th colspan="2">短期給付</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市 町 村 長 組 合 員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特 定 消 防 組 合 員</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>1.8</u></td><td></td><td></td><td><u>1.8</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～6 (略)	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合		福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業	短期給付		短期給付		短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の	特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—	特定消防長期組合員	<u>1.8</u>			<u>1.8</u>			(資金の繰入れ) 第 45 条 平成 25 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,940 円</u>とする。 第 46 条～第 50 条 (略) 附 則 1 (略) 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th rowspan="3">福祉事業</th><th colspan="2">給料又は期末手当等と負担金との割合</th><th rowspan="3">福祉事業</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th colspan="2">短期給付</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市 町 村 長 組 合 員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特 定 消 防 組 合 員</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td><td>36.48</td><td>4.88</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>1.52</u></td><td></td><td></td><td><u>1.52</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～6 (略)	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合		福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業	短期給付		短期給付		短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の	特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—	特定消防長期組合員	<u>1.52</u>			<u>1.52</u>			平成 25 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の変更 (+70 円) 長期組合員(特別職)等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引下げ【3 月末に総務省告示がなされる予定】
組合員の種別		給料又は期末手当等と掛金との割合			福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業																																																																																																												
		短期給付				短期給付																																																																																																														
	短期分	介護分	短期分	介護分																																																																																																																
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																														
市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の																																																																																																														
特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7																																																																																																														
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>																																																																																																																
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																														
特定消防長期組合員	<u>1.8</u>			<u>1.8</u>																																																																																																																
組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合		福祉事業	給料又は期末手当等と負担金との割合		福祉事業																																																																																																														
	短期給付			短期給付																																																																																																																
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																															
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																														
市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の																																																																																																														
特 定 消 防 組 合 員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7																																																																																																														
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>																																																																																																																
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																														
特定消防長期組合員	<u>1.52</u>			<u>1.52</u>																																																																																																																

変 更 前	変 更 後	備 考
7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除した額）が 1 件につき 25,000 円 _____を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。 8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円 _____を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イから二までに掲げる金額のうち 21,000 円 _____以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円 _____未満の場合にあっては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円 _____を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除した額）が 1 件につき 25,000 円（<u>上位所得者に係るもの</u>）にあっては、50,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。 8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円（<u>上位所得者に係るもの</u>）にあっては、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イから二までに掲げる金額のうち 25,000 円（<u>上位所得者に係るもの</u>）にあっては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（<u>上位所得者に係るもの</u>）にあっては、50,000 円）未満の場合にあっては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（<u>上位所得者に係るもの</u>）にあっては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	一部負担金払戻金の基礎控除額に上位所得者区分※を追加 ※ 上位所得者とは、給料月額 424,000 円（特別職は 530,000 円）以上の組合員 一部負担金払戻金（合算高額療養費附加金相当部分）の基礎控除額に上位所得者区分※を追加 一部負担金払戻金（合算高額療養費附加金相当部分）における特例計算の基準額の変更

変 更 前	変 更 後	備 考
9 ～ 13 (略) (別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、高岡市水道局、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、富山地域衛生組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、新川育成牧場組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険組合、砺波地域消防組合	9 ～ 13 (略) (別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、高岡市水道局、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、富山地域衛生組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、新川育成牧場組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険組合、砺波地域消防組合、<u>富山県東部消防組合、新川地域消防組合</u> 附 則 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。	当組合への加入の申し出のあった 2 つの一部事務組合を別表に追加 家族療養費附加金等の適用期日を規定(平成 25 年 4 月 1 日以降の診療分から)

変 更 前	変 更 後	備 考										
	3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項及び附則第 7 項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 <table><tr><td>平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</td><td>33,000 円</td></tr><tr><td>平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで</td><td>41,000 円</td></tr></table> 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 2 項本文及び附則第 8 項本文の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000 円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第 36 条第 2 項ただし書及び附則第 8 項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 <table><tr><td>平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</td><td>66,000 円</td><td>33,000 円</td></tr><tr><td>平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで</td><td>82,000 円</td><td>41,000 円</td></tr></table> 5 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。 6 変更後の第 43 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	33,000 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	41,000 円	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	66,000 円	33,000 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	82,000 円	41,000 円	家族療養費附加金等のうち、単独計算を行う場合の上位所得者の基礎控除額に係る経過措置を規定 家族療養費附加金等のうち、世帯合算計算を行う場合の上位所得者の基礎控除額に係る経過措置を規定 廃止する災害見舞金附加金の廃止前に給付事由が生じたものの取扱いを規定 長期組合員等に係る変更後の掛金及び負担金の割合の適用期日を規定
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	33,000 円											
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	41,000 円											
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	66,000 円	33,000 円										
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	82,000 円	41,000 円										

理 由 書

他の医療保険制度との均衡を勘案し、短期給付における附加給付水準等の見直し及び廃止を行うとともに、合算高額療養費附加金における特例計算基準を変更する必要があること。

また、市町村連合会通知に基づく長期組合員等の育児・介護休業手当金に関する掛金・負担金率の引下げ並びに総務省通知に基づく短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の引上げ、富山県東部消防組合及び新川地域消防組合が新たに設置されたことに伴い定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 地方公務員共済組合の短期給付における附加給付等の水準については、他の医療保険制度との均衡を勘案して適正に定めることとされており、当組合における附加給付等のうち、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び合算高額療養費附加金については、新たに上位所得者区分を設け、その者に係る基礎控除額を見直すとともに、他の医療保険制度で実施されていない災害見舞金附加金については、廃止を行うもの。 また、併せて、合算高額療養費附加金における特例計算基準について、単独計算と世帯合算計算との間で不利益が生じないようにその基準を変更するもの。 (2) 市町村連合会通知に基づき長期組合員、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員の育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率が、給料に対する率については1,000分の0.35、期末手当等に対する率については1,000分の0.28引き下げられることに伴い数値を変更するもの。 (3) 総務省通知に基づき平成25年度における地方公務員共済組合の事務に要する地方公共団体の負担金等について、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定による短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額を引き上げるもの。 (4) 新たに一部事務組合が設置されたことに伴い当組合の組合員となる者が生じるため、別表に追加を行うもの。
2 内 容	(1) 附加給付水準等の見直し・廃止関係 ① 一部負担金払戻金（附則8項）、家族療養費附加金（36条1項）、家族訪問看護療養費附加金（36条の2）の基礎控除額に上位所得者区分を設定 【現 行】 基礎控除額は、一律25,000円 ⇒【変更後】 ア）給料月額424,000円以上（特別職は530,000円以上）の組合員〈上位所得者〉50,000円 イ）給料月額424,000円未満（特別職は530,000円未満）の組合員〈一般所得者〉25,000円 ② 合算高額療養費附加金（一部負担金払戻金は附則9項、家族療養費附加金は36条2項）の基礎控除額に上位所得者区分の設定及び特例計算基準の変更 ・【現 行】 基礎控除額は、一律50,000円 ⇒【変更後】 ア）給料月額424,000円以上（特別職は530,000円以上）の組合員〈上位所得者〉100,000円 イ）給料月額424,000円未満（特別職は530,000円未満）の組合員〈一般所得者〉50,000円 ・【現 行】 合算高額療養費附加金の特例計算の対象となる基準は、21,000円以上の一部負担金相当額が1件のみ。 ⇒【変更後】 世帯合算計算の方が単独計算するより不利になる場合があり、これを解消するため、合算高額療養費附加金の特例計算の基準を「21,000円

項 目	説 明																							
	以上」から、一般所得者については「25,000 円以上」と、上位所得者については、「50,000 円以上」と変更する。																							
	③ 災害見舞金附加金の廃止（40 条） 【現 行】 ア) 災害見舞金(法定給付)が支給される場合 災害見舞金の額の 60/100 イ) 災害見舞金が生給基準に達しない場合 住居または家財に 1/5 以上 1/3 未満の損害を受けたときは、給料の 0.5 ヲ月分×1.25（特別職は 1） ⇒【変更後】 廃止																							
	④ 上記①及び②における上位所得者の経過措置（附則 3 項・4 項） <table><tr><th>年 度 等</th><th>①の基礎控除額</th><th>②の基礎控除額</th></tr><tr><td>現 行</td><td>25,000 円</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>平成 2 5 年度（4 月診療分から）</td><td>33,000 円</td><td>66,000 円</td></tr><tr><td>平成 2 6 年度（4 月診療分から）</td><td>41,000 円</td><td>82,000 円</td></tr><tr><td>平成 2 7 年度（4 月診療分から）</td><td>50,000 円</td><td>100,000 円</td></tr></table>	年 度 等	①の基礎控除額	②の基礎控除額	現 行	25,000 円	50,000 円	平成 2 5 年度（4 月診療分から）	33,000 円	66,000 円	平成 2 6 年度（4 月診療分から）	41,000 円	82,000 円	平成 2 7 年度（4 月診療分から）	50,000 円	100,000 円								
年 度 等	①の基礎控除額	②の基礎控除額																						
現 行	25,000 円	50,000 円																						
平成 2 5 年度（4 月診療分から）	33,000 円	66,000 円																						
平成 2 6 年度（4 月診療分から）	41,000 円	82,000 円																						
平成 2 7 年度（4 月診療分から）	50,000 円	100,000 円																						
	(2) 長期組合員等の育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率の引下げ（一般職：43 条・特別職：附則 2 項） <table><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>【現 行】 掛金又は負担金の割合</th><th>【変更後】 掛金又は負担金の割合</th><th>差</th></tr><tr><td rowspan="2">長期組合員等 （一般職）</td><td>給料に乗じる数値</td><td>2.25 %</td><td>1.9 %</td><td>△ 0.35</td></tr><tr><td>期末手当等に乗じる率</td><td>1.8 %</td><td>1.52 %</td><td>△ 0.28</td></tr><tr><td rowspan="2">長期組合員等 （特別職）</td><td>給料に乗じる数値</td><td>1.8 %</td><td>1.52 %</td><td>△ 0.28</td></tr><tr><td>期末手当等に乗じる率</td><td>1.8 %</td><td>1.52 %</td><td>△ 0.28</td></tr></table>	種 別	区 分	【現 行】 掛金又は負担金の割合	【変更後】 掛金又は負担金の割合	差	長期組合員等 （一般職）	給料に乗じる数値	2.25 %	1.9 %	△ 0.35	期末手当等に乗じる率	1.8 %	1.52 %	△ 0.28	長期組合員等 （特別職）	給料に乗じる数値	1.8 %	1.52 %	△ 0.28	期末手当等に乗じる率	1.8 %	1.52 %	△ 0.28
種 別	区 分	【現 行】 掛金又は負担金の割合	【変更後】 掛金又は負担金の割合	差																				
長期組合員等 （一般職）	給料に乗じる数値	2.25 %	1.9 %	△ 0.35																				
	期末手当等に乗じる率	1.8 %	1.52 %	△ 0.28																				
長期組合員等 （特別職）	給料に乗じる数値	1.8 %	1.52 %	△ 0.28																				
	期末手当等に乗じる率	1.8 %	1.52 %	△ 0.28																				
	(3) 平成 25 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の引上げ（45 条関係） 【現行】 組合員 1 人当たり 1,870 円 → 【変更後】 組合員 1 人当たり 1,940 円（+70 円）																							
	(4) 一部事務組合の別表への追加 富山県東部消防組合及び新川地域消防組合を別表に追加																							
3 施行期日	平成 25 年 4 月 1 日																							

○公告第13号

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更については、平成25年2月26日開催の第143回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

平成25年2月27日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

附則第 4 項を削る。

附 則

この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～第30条 (略) 附 則 1 ～ 3 (略) <u>4 当分の間、第6条第1項中「組合員被扶養者証」とあるのは「組合員証、遠隔地被扶養者証交付申請書」とし、同条第2項中「組合員被扶養者証」とあるのは「組合員証、遠隔地被扶養者証」とし、第6条の2中「組合員被扶養者証」とあるのは「遠隔地被扶養者証」とする。</u>	第1条 ～第30条 (略) 附 則 1 ～ 3 (略) <u>(削る。)</u> 附 則 この変更は、平成25年4月1日から施行する。	組合員証等のカード化に伴い経過措置を終了させるため附則を削るもの。

理 由 書

平成24年度において組合員証等のカード化を実施したことに伴い、紙による組合員証及び遠隔地被扶養者証で取り扱うとされていた経過措置を終了する必要があることから、運営規則の一部を変更するもの。

○公告第14号

平成25年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成25年度事業計画及び予算については、平成25年2月26日開催の第143回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成25年2月27日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。